

# 平成21年10月

## 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度が始まります

公的年金受給者の皆さんが住民税を納めていただく際の利便性の向上を図ることを目的として、公的年金を受給されている方で条件に該当される場合は、今まで口座振替や納付書で納税していた公的年金にかかる個人住民税が、平成21年10月から支給される年金から天引きされるようになります。

### 特別徴収の対象となる方

↓65歳以上の老齢基礎年金等の受給者

公的年金等にかかる個人住民税の納税義務者のうち、特別徴収する年度の初日（4月1日）現在で、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方

### 特別徴収の対象にならない方

- ▼老齢基礎年金等の給付額が年間18万円未満の方
- ▼当該年度の特別徴収税額が年金給付の年額を超える方
- ▼当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き当該市区町村に住所がない方

▼当該市区町村の行う介護保険料の特別徴収対象被保険者でない方

### 特別徴収の対象になる税額

↓年金所得分の所得割額と均等割額

公的年金等にかかる所得に対する個人住民税の所得割額と均等割額の合計額  
 ※特別徴収の対象となる給与所得が別にある場合は、均等割額は給与から特別徴収されます。

### 特別徴収の対象になる年金

↓老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金等

### 徴収方法

- ①上半期の年金支給月（4月、6月、8月）ごとに前年の下半期の特別徴収額の3分の1を仮徴収します。
- ②下半期の年金支給月（10月、12月、2月）ごとに年税額から当該年度の上半期の特別徴収額を差し引いた額の3分の1を本徴収します。

**問** 市役所税務課市民税係  
 (☎66213164)

### ★特別徴収を開始する年度の徴収方法


徴収方法	普通徴収		特別徴収		
	上半期		下半期		
期別	上半期		下半期		
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		

※上半期は、年税額の4分の1ずつを6月、8月に普通徴収で納付し、下半期は、年税額から普通徴収した額を差し引いた額を、10月、12月、2月の老齢基礎年金等の支給月ごとに当該年金支払額から特別徴収します。

### ★通常年度の徴収方法（特別徴収）

期別	上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年の下半期分の額の3分の1ずつ ※それぞれの月に納付いただきます。			年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1ずつ ※それぞれの月に納付いただきます。		

※上半期（4月、6月、8月）は、前年の下半期の特別徴収額の3分の1ずつを仮徴収し、下半期（10月、12月、2月）は、その年の年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを老齢基礎年金等の支給月ごとに当該年金支払額から本徴収します。

 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について現在決定されている内容は以上です。

## 期限を過ぎた納税には延滞金がかかります

市税は定められた納期限までに自主的に納めていただくのが本来の姿です。

養父市では自主納税を推進しています。市税を滞納されると、督促状や催告書を作成して郵送したり、戸別訪問や財産調査、さらには滞納処分（搜索・差し押さえ等）に多大な費用を要します。

これは養父市にとって大きな損失です。納期限内に自主納付していただくことで、これらの費用を削減することができます。貴重な税金をもっと有効に使うことができます。

### 滞納とは？

市税を定められた納期限までに納めないことを「滞納」といいます

滞納をされると、さまざまな行政サービスを受けられなくなる場合があります。督促手数料や延滞金を納めていただかなくてはなりません。また、滞納処分に着手すると、土地や建物などの不動産調査、自動車などの動産調査、預貯金や保険の調査、勤務先への給与照会などを行って財産を発見した場合は差し押さ

えて換価し、滞納市税へ充当することになります。

### 督促手数料とは？

督促状1通につき1000円を納めていただくこととなります。

納期限までに市税を納めていただけない場合、期限後20日以内に督促状を送付し、納付の督促をしなければならなりません。この督促状を送付後、1通につき1000円の督促手数料を納めていただくこととなります。

### 延滞金とは？

納期限を過ぎて市税を納付された場合は、期限までに納めた方との公平性を保つために「延滞金」を納めていただくこととなります。

延滞金の額は地方税法によつて定められており、年率14・6％と非常に高金利です。（ただし、納期限後1カ月間は特例基準割合と7・3％のどちらか低い方の率となり、平成20年中は4・7％でした）

### 【計算例】

◆平成20年度市県民税第1期  
分3万円（平成20年6月30日納期限）を平成20年12月25日に納付した場合

①納期限後1カ月以内  
3万円×4・7％×31/365日＝119円

②納期限後1カ月  
3万円×14・6％×147/365日＝1764円

◎延滞金は、①と②の合計1800円となります。

※滞納税額の1000円未満および算出した延滞金額の100円未満は切り捨てます。

### 問

市役所税務課収納係  
(☎662-3164)

## 期限は2月2日!

### ◆平成21年度償却資産の申告

会社や個人が事業のために用いている構築物、機械、装置、工具等の償却資産は、地方税法の規定により毎年1月1日現在の状況（資産の種類、数量、取得年月等）を1月末（休日のため本年は2月2日）までに市役所へ申告していただくことになっており、これに基づいて固定資産税が課税されます。昨年度も申告されている方へは、すでに申告書類を送付しています。また、新たに申告をされる場合は、市役所税務課固定資産税係へご連絡ください。

なお、平成20年度の税制改正により、平成21年度の申告から申告様式、一部の償却資産の耐用年数が変更されていますのでご注意ください。

### 【お問い合わせ】

市役所税務課固定資産税係  
(☎662-3164)

### ◆法定調書合計表の提出

平成20年中に次のいずれかを支払った方は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表を提出していただくこととなります。

- ①給与等
- ②退職手当等
- ③報酬
- ④不動産の使用料等
- ⑤不動産等の譲り受けの対価
- ⑥不動産売買等のあっせん手数料

また、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用すると、自宅やオフィスからインターネットを通じて法定調書等を税務署に提出することができます。

### 【お問い合わせ】

和田山税務署個人課税部門  
(☎672-3171)